

# Takusu 緊急地震速報通報サービス 関連製品のご利用規約（法人用）

平成27年9月10日 第6版

Takusu 株式会社

Takusu株式会社（以下「Takusu社」といいます。）が、Takusu製品を購入した利用者に提供する緊急地震速報通報サービス及び緊急コールサービス（以下併せて「本サービス」といいます。）は、このご利用規約（以下「本規約」といいます。）に同意していただくと共に、気象庁ホームページ記載の緊急地震速報の特性や限界、利用上の注意を確認、了承していただく必要があります。（<http://www.data.jma.go.jp/svd/eeew/data/nc/shikumi/tokusei.html#1>）

## 第1条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

- (1) 本体：本サービスを利用するにあたって、Takusu社が指定する緊急通報受信専用端末（Takusu- ）をいう。
- (2) 付帯機器：本体を操作するに当たって必要となるACアダプター・信号コントローラ・LANケーブル・電池等
- (3) 装置ID番号・シリアル番号：本体それぞれに割り振られた番号000\*\*\*\*\*を言う。
- (4) センターサーバ：本サービスを提供するために、Takusu社が自ら運営管理又は、Takusu社の責任で運営管理を委託するサーバ
- (5) 緊急地震速報：気象庁から配信される地震の発生時刻・震源地・マグニチュード（地震の規模）に関する「気象業務法」による情報提供。
- (6) ISP：インターネットサービスプロバイダの略
- (7) 緊急地震速報サービスとは別の、緊急通報サービス「親機の作動確認情報」携帯電話にメール通報するサービス「mobil-Takusuサービス」
- (8) 緊急地震速報による制御信号：緊急地震速報受信専用端末から直接音声ガイダンス等で緊急情報の通報を行う場合の他、地震速報の信号を住宅用のインターホン等の主装置に接続し全館一斉放送をさせるための起動信号、音声ガイダンスの供給、各種施設等の非常放送等を利用して一斉放送を行うための起動信号、音声ガイダンスの供給。建物に設置の、エレベーター等を最寄階に停止させるなどの管制信号、自動ドアの緊急時のパニックオープン制御信号、工場等の機械の制御を行うための信号をいう。

## 第2条（本サービスの概要）

- (1) 緊急地震速報通報サービスは、気象庁から配信される緊急地震速報をTakusu社が分析・演算して配信先における個別の予測震度、主要の到達時間を推定し、インターネット回線を通じて専用の受信端末等でお知らせするサービスです。なお、その信号による各種機器装置の制御、管制信号を提供するための情報配信サービスも含む。
- (2) 緊急コールサービス（オプション）は、本体及び付帯機器の簡易な操作により、利用者がTakusu社に登録した携帯電話やパーソナルコンピュータ等のメールアドレスに、予め定めた字数の送信文をメール送信するサービスです。
- (3) Takusu社は、本サービスの内容の詳細を、本規約に定めるほか、別紙に定めることができるものとします。
- (4) 本サービスの利用にあたっては、本体及び付帯機器の日本国内での設置が必要となります。
- (5) 本サービスの利用にあたっては、本体及び付帯機器の設置場所において、常時接続のインターネット環境及び、自動接続の場合Takusu社が推奨するUPnP対応の機種においては対応のルータが必要となります。手動設定の場合は別。
- (6) なお、FTTH・FTTR（光）ADSLいずれも固定グローバルIPを推奨いたします。（通信の安定性を確保する為）、ルータに対して、WAN側IPアドレスから、LAN側装置へポートフォワード設定が必要です。
- (7) 気象庁・高度利用者向け緊急地震速報サービスの情報提供に関する確認事項を承認していただきます。
- (8) 本サービスの利用にあたっては、利用料をお支払いいただく必要があります。
- (9) mobile-Takusuサービス（携帯地震通報）このサービスは気象庁の緊急地震速報を貴方の職場の条件（地盤）による演算結果、予測震度、主動の到達時間を緊急地震速報（予報）とは別にプライベート（注）緊急情報として関係者に配信する「mobile・Takusu」サービスです。

- (10) 地震速報による制御信号は、緊急地震速報受信装置の出力端子から各種機器の接続信号責任範囲分岐端子までとする。
- (11) 気象庁・緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドラインの「端末利用者が施す処置」
- (12) 「(注)、緊急通報サービスは緊急地震速報ではありません、装置等の管理のための緊急通報サービスです。」本サービスの内容の詳細を、本規約に定める他別紙に定めることができるものとします。

### 第3条 (本サービスの特性等)

- (1) 緊急地震速報通報サービスは、地震災害の防止・軽減に資することを目的として配信されますが、地震により発生する損害を防ぐことを保証するものではなく、あくまでも受信する利用者の責任で対処するもので、気象庁並びにTakusu社は一切の補償に応じません。
- (2) 緊急地震速報通報サービスの特性・限界として以下の各号の内容が生じることに起因する一切の損害については賠償いたしません。
  - ① 震源・マグニチュード・震度の推定に誤差がある場合。
  - ② 気象庁の観測点の環境により誤報が発信されることがあること。
  - ③ 配信先が震源に近い近傍地震の場合、情報の提供が主要動の到達に間に合わないことがあること
  - ④ 深発地震についての緊急地震速報は、震源の深さが150km以深と推定した深発地震に対して予測精度が十分でないことで情報配信を中断する。
- (3) 緊急地震速報通報サービスは、気象庁の緊急地震速報配信に基づくものであり、気象庁が情報の配信を行わなかった場合に生じた損については賠償いたしません。
- (4) 本サービスはインターネット回線及び携帯電話通信網を利用するため、以下の場合は、緊急地震速報通報サービスの通報、緊急コーサービスのメール案内が遅延すること、または、提供ができないことがあります。
  - ① Takusu社または通信事業者もしくは I S P の通信設備が故障している場合や保守点検を行っている場合。
  - ② 携帯電話会社または利用者が契約している I S P の回線状況が混雑している場合。
  - ③ 携帯電話の利用圏外または携帯電話の電波が受信できない場合。
  - ④ 天災地変または停電の場合。
  - ⑤ 気象庁等のシステム更新・受信専用端末・Takusu社のセンターサーバのシステム更新等のための作業を行っている場合。

### 第4条 (本サービスの申込と開始)

- (1) 本サービスのご利用にあたっては、Takusu社の指定する方法で利用申込みを行っていただく必要があります。もしくは別途契約の締結を行っていただく必要があります。
- (2) Takusu社が利用者の申込みを承諾した場合、利用者の登録を行い、利用者の指定する電話番号に通知いたします。
- (3) 前項に定めるTakusu社の承諾通知後、Takusu社からの通信確認のための試験発報が本体に届いたことを確認のうえ、本サービスを開始するものとします。
- (4) Takusu社は、次の場合には、本サービスの利用を承諾しない場合があります。
  - ① 本体及び付帯機器が利用者の責任で正常に機能するように設置されていない場合。
  - ② 本サービスの利用申込みをした方が実在しないことが判明した場合。
  - ③ 本サービスの利用申込み内容に虚偽又は重大な記入漏れがあったことが判明した場合。
  - ④ 本サービスの利用申込みをした方が、利用料の支払を怠るおそれがある場合。
  - ⑤ 過去に不正使用等により、本サービスの利用を停止されていることが判明した場合。
  - ⑥ 本サービスの利用申込みをした方がTakusu社の指定する収納代行会社が行う口座振替の利用を認められない場合。
  - ⑦ その他、本サービスの利用申込みを承諾することが、技術上またはTakusu社の業務上著しい支障があるとき、または、Takusu社が利用者として不相当と判断した場合。

## 第5条（変更の届出）

- (1) 利用者は、その氏名、住所、電話番号、その他申込書の記載事項について変更があった場合は、変更のあった日から30日以内に所定の届出書をTakusu社に提出するものとします。
- (2) 前項の届出がなされなかった場合、本サービスの利用ができなくなることがあります。
- (3) 利用者が転居するなどして、本体及び付帯機器の設置場所が変わる場合、利用者はTakusu社が定める方法により連絡するものとします。
- (4) 利用者が転居先などにおいて本サービスの提供を継続して受けるためには、前項の手続の他、本体及び付帯機器を改めて設置することが必要となります。利用者は、本体及び付帯機器を設置した上で、前項の手続を行ってください。なお、Takusu社は本項にかかる手続に際しては前条(4)を準用して、再手続を承諾しない場合があります。Takusu社はその旨を直ちに利用者に書面によって通知するものとし、当該通知の発送の時点で本サービスの提供を終了するものとします。

## 第6条（本サービスの運用）

- (1) Takusu社は本サービスの提供にあたり、利用者へのお知らせを行う場合、Takusu社のホームページへの掲載その他Takusu社が適当と判断する方法により行うものとします。
- (2) Takusu社は、運営上の都合もしくはやむを得ない事由の発生により、利用者に事前に通知または周知することなく、本サービスの一部を変更、追加又は廃止することがあります。この場合は、Takusu社は予め前項に定める方法によりお知らせするものとします。Takusu社はこれにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 前項による変更の内容は、Takusu社が定める発効日より効力を有するものとします。但し、発効日の定めがない場合には、(1)の通知を行った日から1週間を経過した日より効力を有するものとします（初日は算入しないものとします。）

## 第7条（本サービスの利用の終了等）

- (1) 利用者は、本サービスの利用の終了を希望される場合は、本サービスの終了を希望する月の前月10日までにTakusu社が定める方法でご連絡いただくものとします。これにより、Takusu社は本サービスを利用者の希望する月の月末の日をもって本サービスの提供を終了するものとします。
- (2) Takusu社は利用者が第8条に定める禁止事項のいずれかに該当した場合は、利用者への本サービスの提供を中止し、または、本サービスの提供を終了することができるものとします。
- (3) Takusu社は、利用者が第10条に定める本サービスの利用料を支払われない場合、当該料金の支払いをTakusu社が確認するまでの間、本サービスの提供を停止すること、または、本サービスの提供を終了することができるものとします。
- (4) Takusu社は、気象庁が緊急地震速報の配信を終了した場合、緊急地震速報通報サービスの提供を終了するものとします。
- (5) 本サービスの提供を終了した場合、Takusu社はセンターサーバに蓄積した利用者の情報を削除するものとします。

## 第8条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスの利用申し込み時又は、届出事項につき、虚偽の事実をTakusu社に届け出る行為
- (2) 装置ID番号・シリアル番号を故意に他人に開示する行為
- (3) Takusu社または、第三者の著作権、営業秘密、財産、プライバシー権その他の権利を侵すなどの不法行為またはそのおそれのある行為
- (4) 犯罪的行為または犯罪的行為に結びつく行為またはそのおそれのある行為
- (5) 第三者に本サービスを利用させる行為または本サービスを事業として利用する行為
- (6) ISPが定める規約に違反する行為
- (7) Takusu社または第三者に不利益または損害を与える行為及びそのおそれのある行為
- (8) 前各号に定める行為を助長する行為
- (9) 前各号に該当するおそれがあるとTakusu社が判断する行為
- (10) その他、法令、本規約等もしくは公序良俗に違反する行為または違反するおそれのある行為などTakusu社が不適切と判断する行為

#### 第9条（装置ID番号・シリアル番号）

- (1) Takusu社は、プライバシー保護及びセキュリティ管理のため、本サービスの提供にあたっては、装置ID番号・シリアル番号で利用者の照合を行います。
- (2) Takusu社は、前項の方法によって利用者の照合ができない場合、本サービスの提供を行わないものとします。
- (3) 装置ID番号・シリアル番号の管理ならびに使用については、利用者が責任を負うこととし、使用上の過誤または第三者の不正使用等についてTakusu社は一切その責任を負わないものとします。

#### 第10条（利用料）

- (1) 本サービスの利用料は、以下の要素から構成されます。
  - ① 緊急地震速報情報サービスの受信利用料（月額 別紙価格表による） 円（税込）
  - ② オプション・緊急通報サービス等の利用料月額（月額別紙価格表による） 円（税別）
- (2) 各利用料は別途定める料金とし、利用料の計算は、本サービスを開始した月から起算するものとします。なお、利用料は、インターネット回線に直接接続するTakusu受信端末1台に対して発生し、利用者が複数の本体から本サービスの提供を受ける場合は、Takusuの速報装置に接続回線に応じて利用料が発生します。
- (3) 利用料は、振込または、自動振替となります。自動振替の場合Takusu社が指定する収納代行会社によりTakusu社が定める収納指定日に支払われるものとします。
- (4) 利用者は、利用料にかかる消費税を負担し、前項と同一の方法で支払うものとします。
- (5) 利用者は、利用料1か月分または半年一括払いまたは1年一括払い又は2年一括払いをTakusu社の定める収納指定日に前払するものとします。ただし、当日が銀行休業日の場合は翌営業日の振替となります。また、本サービスを開始した日を含む月の利用料は無料とします。
- (6) 利用者がサービスの利用を終了された場合、Takusu社の責めに帰すべき場合を除き、すでにお支払をいただいた利用料は返金しないものとします。
- (7) Takusu社が指定する収納代行会社が、収納指定日に利用者の口座から利用料の振替による徴収ができず、翌月の収納指定日に再振替手続を行い、その時点においても振替による徴収ができない場合また振込においても2ヵ月分未入金の場合は、その月の月末日をもってサービスを停止させていただきます。
- (8) 利用者が利用料の支払を遅滞した場合、Takusu社が催告した日の翌日から支払の日までの日数について年14.5パーセントの割合で計算した金額を延滞利息としてお支払いいただきます。

#### 第11条（費用の負担）

- (1) 本体及び付帯機器、その他本サービス利用に必要なすべての機器は、利用者の費用と責任において準備、設置、接続及び設定し、通信回線利用契約等通信環境の整備についても利用者の費用と責任において行うものとし、Takusu社は、通信環境の不備などによる利用障害については一切のサポートを行わないものとします。
- (2) 本サービスを利用するためのインターネットアクセス手段にかかる費用（パーソナルコンピュータのインターネット接続料及び携帯電話の通信料等）は利用者の負担とします。

#### 第12条（本サービスの提供の中断）

- (1) Takusu社は、本サービスに係るシステムの保守・点検を行うために、事前に利用者へ通知し、本サービスの全部または一部の提供を中断することがあります。
- (2) Takusu社は、以下の各号に該当する場合、事前に利用者へ通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を中断することがあります。
  - ① 本サービスに係るシステムの保守・点検を緊急に行う場合
  - ② 火災・停電等の事故、地震・洪水・噴火・津波等の天災、戦争・暴動・動乱・騒乱等により本サービスの提供ができない場合
  - ③ 本サービスに係るシステムの障害等により本サービスの提供ができなくなった場合
  - ④ ISPがサービスを中断した場合
  - ⑤ その他運用上または技術上、Takusu社が本サービスの中断を必要と判断した場合

- (3) Takusu社は、前2項により、利用者その他第三者に生じた損害について、Takusu社に故意・重過失がない限り、一切の責任を負わないものとします。

#### 第13条（規約の変更等）

- (1) Takusu社は、本規約の運用上の都合もしくはやむを得ない事由の発生により、利用者に事前に通知または周知することなく、本規約の全部または一部を変更、追加又は廃止することがあります。この場合は、Takusu社は予め第6条(1)に定める方法によりお知らせするものとします。Takusu社はこれにより利用者へ生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- (2) 前項による変更の内容は、Takusu社が定める発効日より効力を有するものとします。但し、発効日の定めがない場合には、(1)の通知を行った日から1週間を経過した日より効力を有するものとします（初日は算入しないものとします。）

#### 第14条（権利の譲渡の禁止）

利用者は、本サービスを利用する権利その他本規約に基づく権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡し、継承させ、あるいは貸与、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為を行うことはできないものとします。

#### 第15条（免責）

- (1) Takusu社は、以下の場合、Takusu社に故意・重過失がない限り、一切の損害賠償義務は無いものとします。
- ① 第2条(7)ないし第3条(1)ないし(4)に定めた本サービスの事由による損害
  - ② 利用者が第5条に定める届出を怠った場合に発生した損害
  - ③ 第6条(2)に定める本サービスの一部の変更、追加、廃止により生じた損害
  - ④ 第7条(1)ないし(4)に定めた本サービスの利用の中止、本サービスの提供の中止又は終了により生じた損害
  - ⑤ 利用者が第8条に抵触する行為を行った場合に生じた損害
  - ⑥ 第9条(3)に定める装置ID番号・シリアル番号の使用上の誤りまたは第三者の不正使用等により生じた損害
  - ⑦ 本体及び付帯機器の設置が正常に行われていなかったこと、携帯電話またはパーソナルコンピュータが正常に作動しなかったこと、その他利用者の通信環境の不備により生じた損害
  - ⑧ 第12条(1)(2)に定めた本サービスの中断中に生じた損害
  - ⑨ 気象庁が緊急地震速報の配信を行わなかった場合における損害
- (2) Takusu社は、火災・停電等の事故、地震・洪水・噴火・津波等の天災、戦争・暴動・動乱・騒乱等により本サービスの提供ができない場合の損害については賠償しません。
- (3) 本サービスの利用に関して、利用者間または利用者と第三者との間で紛争等が発生した場合であっても、利用者は自己の責任で解決するものとし、Takusu社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第16条（個人情報の取り扱い）

- (1) Takusu社は、利用者より収集した利用者個人を識別できる個人情報（以下「個人情報」といいます）を、不正アクセス、紛失、改ざん、窃取がないように適切に管理します。
- (2) 利用者は、Takusu社の製品等を扱うTakusuグループの会社（以下「代理店等」といいます）が、以下の目的のために個人情報を利用することを了解するものとします。
- ① 本サービスの提供のため。
  - ② 本サービスに関連する商品・サービスのご案内のため。
- (3) Takusu社は、本サービスを通じてTakusu社および代理店等が知り得た個人情報について、以下の各号に該当する場合を除き、第三者（他の利用者を含む）に開示し、あるいは提供しないものとします。
- ① 利用者が自ら自己の氏名、住所、性別、年齢、メールアドレスその他の個人情報を当該第三者に開示し、あるいは当該第三者に開示することに同意しているとき。
  - ② 法令の規定に基づき、裁判所、警察、検察その他の国家機関またはこれに類する機関より、利用者の個人情報の開示を求められたとき。
  - ③ Takusu社、Takusuグループの会社あるいは第三者（他の利用者を含む）の生命、身体、財産、権利等を保護するために必要であるとTakusu社が合理的に判断したとき。
  - ④ その他、本サービスの運営に必要なとき。

- (4) 利用者は、Takusu社が定める方法、連絡先に従って通知することによりTakusu社及び代理店等が当該個人情報を利用し、あるいは提供することを中止するように申し出ることができるものとします。ただし、前項第2号および第3号に該当する場合はこの限りではありません。
- (5) 利用者は、Takusu社が定めた手続に従い、Takusu社に登録されている自己の個人情報の開示を求めることができるものとします。開示の結果、自己の個人情報に誤りがあった場合、利用者は当該情報の訂正または削除を求めることができます。
- (6) Takusu社が第三者に本サービスの提供に関して会社分割、営業譲渡等を行う場合、利用者は、ご提供いただいた個人情報が当該営業を譲受ける第三者に譲渡されることに同意するものとします。

#### 第17条（管轄裁判所）

利用者とTakusu社は、本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合、大阪地方裁判所あるいは大阪簡易裁判所を第1審の専属管轄裁判所とすることに合意するものとします。

#### 第18条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

#### 第19条（協議）

本サービスに関して利用者とTakusu社との間で問題が生じた場合には、利用者とTakusu社の間で誠意をもって協議するものとします。

## 追 記

本製品は株式会社トータルライフサービスコミュニティが気象庁の予報業務許可事業者第97号許可（地震動第1号）を受け製造したものです。情報配信（予報業務）は、Takusu株式会社が予報業務許可事業 第147号を受け情報配信を行っているものです。情報配信は、Takusut株式会社が予報業務許可事業者第147号を受け情報配信を行っているものです。

#### 規約の改定等

初版 平成19年8月1日

平成23年4月25日「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」の公表について改定

平成24年4月1日予報業務の許可等に関する審査基準、標準処理期間及び処分基準」の全部が改正され説明義務が定められた関係からか新規取引において担当者からの説明が終了した確認書を頂くことになりました。

#### 改訂

平成19年 6月10日	初版	
平成23年 1月10日	第2版	改訂した。
平成23年 7月10日	第3版	改訂した。
平成24年 8月20日	第4版	改訂した。
平成26年 4月20日	第5版	改訂した。
平成27年 9月10日	第6版	改訂した。